

監査報告書

平成19年5月23日

学校法人 親和学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 親和学園

監事 岡本茂登 

監事 大柳紳造 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人親和学園寄附行為第16条に基づいて学校法人親和学園（以下、当学園という）の平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事長、常務理事から業務の報告を聴取するとともに、会計監査人である新日本監査法人から監査の報告を求めるなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは当学園の業務及び財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。また、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は、当学園の平成19年3月31日現在の財産及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。

以上